

会議の運営について

1 会議の公開について

「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」に基づき、区民協働のあり方検討会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障を来すなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかであると認めた場合は非公開とする。

2 議事録の公開について

議事録(要点)については、会議で確認された後に、区ホームページ等で公開する。具体的には、事務局が作成した議事録を各委員に郵送し、次回の会議の冒頭で確認する。

なお、議事録中の発言者名については、個人名は標記せず「座長」「A委員」「B委員」...と標記する。ただし、座長が議事運営以外に委員の一員として発言する場合は、「委員」とする。

3 傍聴人が希望した場合の意見聴取について

基本として、会議中の傍聴人の発言は認めない。ただし、希望する傍聴人に対しては、会議終了後に意見を記入していただき、その内容について事務局でまとめたものを座長に確認後、必要に応じて次の会議で配布し、議論の参考にできるものとする。